

農林水産物・食品分野に係る
米国の関税措置対策チーム会合
議事次第

令和7年8月1日（金）
16時30分～16時45分
農林水産省講堂

1 開会

2 農林水産大臣発言

3 日米協議の合意を受けた今後の対応

4 閉会

(別紙)

配布資料一覧

資料 農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置対策
チームの設置について

資料

設置 令和7年4月8日
改正 令和7年8月1日
農林水産省

農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置対策チーム の設置について

1 趣旨

今般の米国における相互関税の発動等による我が国農林水産物・食品分野の輸出及び国内農林水産業・食品産業への影響について、品目ごとの影響の分析を始めとする総合的な対応を図るため、農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置対策チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2 体制

（1）チームの構成は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

チ　ー　ム　長：輸出・国際局長

チ　ー　ム　長補佐：大臣官房総括審議官

　　大臣官房輸出促進審議官（兼輸出・国際局）、

　　大臣官房審議官（兼輸出・国際局・交渉総括）

チ　ー　ム　員：大臣官房　政策課長、地方課長、新事業・食品産業部食品製造課長

　　輸出・国際局　総務課長、輸出企画課長、海外需要開拓グループ長、輸出支援課長、国際地域課長、規制対策グループ長、国際経済課長、知的財産課長

　　農産局　穀物課長、園芸作物課長、果樹・茶グループ長、地域作物課長、農産政策部企画課長、貿易業務課長、技術普及課長

　　畜産局　飼料課長、牛乳乳製品課長、食肉鷄卵課長

　　経営局　金融調整課長

　　林野庁　林政部木材利用課長

　　水産庁　漁政部加工流通課長、増殖推進部栽培養殖課長

（2）事務局は、大臣官房政策課及び輸出・国際局国際経済課の協力を得て、同局輸出企画課が担当する。